

■第393回食品安全委員会

日時：平成23年7月28日（木）13：59～14：19

傍聴者：7名

議事概要：

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

1）食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、食品添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定められた器具・容器包装に係る規格基準に関し、試験法の一部を改正すること

- ・厚生労働省から説明。
- ・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

（2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

1）「GLU-No. 4株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
 - ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- *調味料として使用される食品添加物です。

（3）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）遺伝子組換え食品等「乾燥耐性トウモロコシMON87460系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON8017系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した1品種を除く。）」に係る食品健康影響評価について

・『「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。』との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*安全性評価が終了しているトウモロコシ3品種を交配によって掛け合わせた品種ですが、収穫される種子は1粒ごとに形質が異なります。したがって、すべての掛け合わせ品種のうち、安全性評価が終了している品種を除く品種が評価の対象となります。